

荻ノ島里づくり活動連携協力協定書

柏崎市高柳町荻ノ島地域協議会（以下「甲」という）とU Aゼンセン新潟県支部（以下「乙」という）は、荻ノ島里づくり活動に係る連携協力について次のとおり定め合意する。

第1条（名称及び活動）

連携協力活動の名称は、荻ノ島里づくり活動とする。

- 2 かやぶき集落荻ノ島維持・保全活動とは以下の活動をいう。
 - (1) 農地の維持・保全に係る活動
 - (2) 集落の維持・保全に係る活動

第2条（趣旨）

荻ノ島環状集落は、水田を中心とし円を描くように民家が立ち並ぶ非常に珍しい形で、その風景は日本のふるさとも感じることができる。この荻ノ島集落を後世に継承することを趣旨とし、荻ノ島の里づくり活動に対して甲乙が連携協力し合うことを目的とする。

第3条（農地維持・保全活動の推進）

前条の一環として、農地の維持・保全活動を推進し、耕作放棄地の解消に取り組むこととする。

- 2 活動に係る耕作放棄地は、荻ノ島地域協議会が紹介するものとする。
- 3 活動に伴う荻ノ島集落の経費負担については、集落の規定並びに実費を基本として甲乙協議の上、乙が支払うものとする。
- 4 農地維持・保全活動の対象地に係る水管理については、甲が管理する。

第4条（集落維持・保全活動の推進）

第1条第2項第2号の集落維持・保全活動については、甲乙で協議決定し、推進していく。

第5条（協定有効期間）

有効期間は、2014年5月25日から2016年5月24日までとし、期間の延長については甲乙協議し、新たな協定を締結するものとする。

第6条（その他）

本協定書に定めなき事項または疑義のある事項については、甲乙誠実に協議し決定する。

2 本協定書は2通作成し、甲乙双方が署名捺印の上、各自1通を保管する。

2014年5月25日

甲：柏崎市高柳町荻ノ島 1053-1

柏崎市高柳町荻ノ島地域協議会

会 長 春日 俊雄

乙：新潟市中央区女池上山 1-13-15

U A ゼンセン新潟県支部

支部長 山阪 光男